

佐賀県環境審議会条例

平成 6 年 7 月 11 日
佐賀県条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する合議制の機関として、及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

- 第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。
- 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命する。
 - 学識経験のある者
 - 国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 前号の行政機関以外の関係行政機関の職員
 - 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 委員は、再任されることができる。
 - 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

- 第 4 条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
 - 専門委員は、調査した事項に関し、審議会又は部会に出席して意見を述べることができる。
 - 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 21 条第 1 項の事務に係る事項について調査審議する部会に属すべき委員には、第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる者につき任命された委員を含まなければならない。
 - 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
 - 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 第 2 条第 7 項及び第 3 条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
 - 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
 - 部会は、軽易な議案で会長が特に部会を招集する必要がないと認めるときは、回議をもって行うことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、佐賀県県民環境部において処理する。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(略)

平成 28 年 10 月 7 日
佐賀県環境審議会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、佐賀県環境審議会条例(平成 6 年佐賀県条例第 24 号)第 5 条に基づき佐賀県環境審議会(以下「審議会」という。)に部会を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 水質部会
- (2) 鳥獣部会
- (3) 温泉部会
- (4) 大気・騒音振動部会

(調査審議)

第 3 条 部会で調査審議する事項は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 水質部会 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 21 条第 1 項の事務に係る事項その他水質保全に関する重要事項
- (2) 鳥獣部会 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の規定によりその権限に属させられた事項その他鳥獣の保護及び狩猟に関する重要事項
- (3) 温泉部会 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)の規定によりその権限に属させられた事項その他温泉に関する重要事項
- (4) 大気・騒音振動部会 大気汚染防止法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号)、悪臭防止法(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 条)の騒音に係る規定によりその権限に属せられた事項その他大気、騒音及び振動に関する重要事項

(部会の決議)

第 4 条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、部会の設置に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

(略)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

第四条

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項

三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項

四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項

五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項

六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合には、その作成に関する事項

七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項

八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

(略)

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。

第七条の二

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

- 2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 第二種特定鳥獣の種類
 - 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
 - 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
 - 四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
 - 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合には、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項
 - 六 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。